

CSR行動規範

シンエイリンクスの社会的責任に関する行動規範

CSRとは

企業が組織活動を行うにあたって担う社会的責任のことで、社会的責任とは、従業員や消費者、投資者、環境などへの配慮から社会貢献までの幅広い内容に対して適切な意思決定を行う責任のことです。各企業の特徴から担うべき責任、役割、そして影響力は異なるため、各社はそれぞれ課題を見つけCSRを自ら作り上げていきます。

また英語では「corporate social responsibility（企業の社会的責任）」といい、これの頭文字をとって「CSR」と呼ぶのです。

第1章 総則

第1条（本行動規範の目的及び適用範囲）

- 1, 本行動規範は、シンエイリンクスに属する全ての役員・従業員に対して適用する。
- 2, 本行動規範は、シンエイリンクスの役員・従業員が前記のCSRの趣旨に則して、法令や規制・社内諸規則・ステークホルダー（企業などの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者）との契約等を順守し倫理的な行動をすること、行動に伴うリスクを想定し回避すること、そして継続的に改善することを目的とする。

第2条（通報への対応）

- 1, 法令や規制違反、本行動規範を含む社内諸規則違反、またはその恐れのある事実を発見した者は通報先に報告する。
- 2, 通報された事項は、速やかに調査を行い事実を確認し、最善の措置をもって解決する。
- 3, 通報者が不正の目的を持たずに通報先に報告した場合、これを理由に解雇その他不利益な取り扱いを行わない。

第2章 事業活動について

第3条（提供するサービスの品質・遵法性）

- 1, 提供するサービスの遵法性を確保するとともに、顧客の満足と信頼を獲得する高い品質のサービスを継続的に提供する。

第4条（事業継続管理）

- 1, 自然災害、悪性伝染病、紛争、内部事故などの緊急事態リスクを把握し、顧客へのサービス提供に問題が生じないように準備する。
- 2, 緊急事態が発生した場合は、被害を最小限に留め、速やかに復旧措置を図るとともに、ステークホルダーへの適切な情報を提供する。

第5条（責任ある調達）

- 1, サプライチェーンにおける社会的責任を理解し、安心・安定した調達を行う。
- 2, 取引先に対して、優越的地位の濫用、不正な取引制限や不公正な取引方法に該当する行為を行わない。

第6条（公正な取引）

- 1, カルテル、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売、その他不当な取引制限や不公正な取引方法に該当する行為およびその疑いを生ずる行為を行わない。

第7条（環境保全）

- 1, 事業所運営、人材サービスの提供、その他あらゆる事業活動における環境負荷を軽減する。

CSR行動規範

シンエイリンクスの社会的責任に関する行動規範

第3章 人との関係について

第8条（労働）

- 1, 児童労働、強制労働、その他これを援助・助長・推進する行為を行わない。
- 2, 労働条件（賃金・労働時間・休暇など）は適切に管理を行う。

第9条（人権尊重、差別、ハラスメント）

- 1, 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、あらゆる差別がない職場環境を確保する。
- 2, 組織上の地位を利用した嫌がらせ、性的嫌がらせなどの行為を行わない。

第10条（安全・衛生）

- 1, 安全を常に確保し、安心して働ける職場を追求するとともに従業員の健康を維持する。

第4章 社会との関係について

第11条（適切な会計処理）

- 1, 会社の財産・資産を適正に管理・使用する。
- 2, 経費の支出、売上・利益の計上、送金などを適正に処理する。
- 3, 租税や外国為替に関する法令や規制を正しく理解し、適正な税務処理をする。

第12条（接待贈答、利益相反の禁止）

- 1, 顧客への接待、贈答及び取引先からの接待、贈答は社会常識の範囲内で必要最小限に限定し、節度ある関係を保持する。
- 2, シンエイリンクス内の接待、贈答は禁止、公正な関係を保持する。

第13条（政治・行政、反社会的勢力）

- 1, 政治、行政との健全かつ正常な関係を保つため、贈賄および誤解を招く行為を行わない。
- 2, 市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団・テロ集団・カルト宗教団体など、反社会的な勢力および団体との関わりを断固拒否する。

第14条（社会への貢献）

- 1, あらゆる事業活動において地域社会の文化・習慣を尊重しながら地域社会と協調し、相互信頼を築き地域社会の発展に貢献する。
- 2, 当社のサービスが、社会や文化の発展に貢献するよう努める。

第15条（インサイダー取引の禁止）

- 1, シンエイリンクス及びその顧客・取引先などのインサイダー情報を知った場合には、その情報が正式に公表されるまでは、これらの株式、社債を売買する行為を行わない。
- 2, 公表前の取引により他人に利益を得させ、または損失の発生を回避させる目的でインサイダー情報を伝達し、または取引推奨を行わない。

第16条（社会への情報開示、コミュニケーション）

- 1, 経営情報などの企業情報がステークホルダーの利益に資することを十分認識し、外部に情報を開示する。
- 2, 社会との連携を図ることの重要性を認識し、積極的にコミュニケーションをとる。

CSR行動規範

シンエイリンクスの社会的責任に関する行動規範

第17条（情報管理）

- 1, 顧客・取引先などの秘密情報や個人情報を適切に取り扱う。
- 2, 社内の経営・営業などの秘密情報や社員などの個人情報を適切に取り扱う。
- 2, 情報の紛失、漏洩、改ざんなどが無いよう、必要な対策をもって、コンピュータおよびネットワークのセキュリティを維持する。